

老高発 0 3 2 7 第 1 号
令和 6 年 3 月 2 7 日

都道府県
各 介護保険主管部（局）長 殿
市区町村

厚生労働省老健局高齢者支援課長
（ 公 印 省 略 ）

「電子申請届出システムデータ連携仕様」の改訂について

介護保険行政の円滑な実施につきましては、日頃から御尽力賜り厚く御礼申し上げます。

電子申請届出システム（以下「本システム」という。）の利用を原則化するための介護保険法施行規則の一部を改正する省令が令和 5 年 3 月 31 日に公布され、各地方公共団体には経過措置が終了する令和 8 年 3 月 31 日までに利用いただくよう準備を進めていただいております。

各地方公共団体における指定申請等の事務の更なる負担軽減に向けて、本システムと各地方公共団体の事業所台帳管理システムとのデータ連携が有効であることから、「電子申請届出システムデータ連携仕様」（令和 5 年 6 月 16 日付老高発 0616 第 1 号）により連携に必要な仕様書を示しているところです。

今般、介護保険法施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式（令和 5 年 12 月 19 日厚生労働省告示第 331 号）の告示（令和 6 年 4 月 1 日）に基づき、様式番号の修正を行うことから、「電子申請届出システムデータ連携仕様」を構成する「電子申請届出システムファイル連携仕様書」（令和 5 年 3 月 27 日付老高発 0327 第 1 号）、「電子申請届出システム API 連携仕様書」（令和 5 年 6 月 16 日付老高発 0616 第 1 号）及び「外部インターフェイス項目定義」を改訂し、別添のとおり定めたので通知いたします。